

官民競争入札等監理委員会
第 22 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 22 回 官民競争入札等監理委員会
議事次第

日 時：平成 19 年 6 月 26 日（火） 10:20～11:20

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開 会

2. 議 題

1. 入札監理小委員会からの報告
(国民年金保険料収納事業の審議結果の報告)
2. 法務省ヒアリング（登記関連業務）
3. 求人開拓事業に係る入札不調実態調査結果について

3. 閉 会

<出席者>

(委員)

落合委員長、斉藤委員長代理、逢見委員、樫谷委員、小林委員、本田委員、増田委員、吉野委員、渡邊委員

(法務省)

團藤丈士民事局総務課長、島田英一郎民事局付、紺野清幸総務課民事調査官

(事務局)

河内閣審議官、中藤官民競争入札等監理委員会事務局長、櫻井参事官、熊埜御堂参事官、野島参事官、徳山企画官

○落合委員長 それでは、定刻になりましたので、第 22 回「官民競争入札等監理委員会」を始めさせていただきます。

本日は、小幡委員、寺田委員、森委員が御都合のために欠席です。

本日のテーマですけれども、三つございまして、第 1 が国民年金保険料収納事業の実施要項について、入札監理小委員会からの報告があるということ。

第 2 につきましては、登記関連業務に係る措置に関する計画（案）について法務省からヒアリングを行う。

第 3 が、求人開拓事業に係る入札不調実態調査について、事務局からの報告があるという以上の三つのテーマということですので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、まず、入札監理小委員会における国民年金保険料収納事業の実施要項の審議経過につきまして、榎谷主査の方から御報告をお願いいたします。

○榎谷委員 入札監理小委員会の榎谷でございます。

まず、入札監理小委員会では収納事業に関しまして、5 回会合を開きまして、社会保険庁から出されました実施要項についての審議をいたしました。

その中で、まず、ここに書いてございますように、全保険料滞納者に対する納付督促、つまり、滞納者に対しての納付督促についての「市場化テスト」でありますので、当然滞納者に接触率 100 % を求めないといけないわけですけれども、それを今まで社会保険庁は電話によるもの、文書送付によるもの、個別訪問によるもの、集団徴収と、こういうようないろんな切り口でやっていたんですけれども、これについては、今回の実施要項では、個別訪問というのは、実は非常に効率性が悪いというか、なかなか会えないとか、行っても本当に本人に会って、徴収することがなかなか難しい。その割には非常にコストがかかる、非常に非効率な部分がある。

ただ、社会保険庁は、一定のポリシーの下にやっていたんですけれども、民間事業者にはこれは必ずしも求めないということです。これはフリーですということで、問題は要求水準を達成するかどうかということがポイントですということになりました。

それから、口座振替獲得業務というのがございまして、これは先ほど言いましたように、納付督促のものだけですから、いわゆる延滞者、滞納者に対する督促ですので、滞納者がいきなり口座振替にはならない可能性の方が高いということもありまして、これについては、成功報酬 1 件獲得すれば、幾らという成功報酬は払うけれども、要求水準にはしないというようなことになっております。

2 ページ目に行きまして「(1) 社会保険庁改革との整合性」ということですが、これは社会保険庁の廃止の問題と、契約期間が若干かぶるものがあるので、その整合性を合わせたということでもあります。

それから、引き継ぎ期間の確保というのがありますが、これは計画が 10 月からスタートするということなんですが、全体が遅れておりまして、ぎりぎり引き継ぎ期間が 1 か月あるか、ないかという状況でございますので、十分な引き継ぎをしていただくというような

ことを社会保険庁に、念には念を入れて確認をしております。

ただ、引き継ぎだけではなくて、成果を出すのは民間事業者だけではなくて、社会保険庁も連携しながら、社会保険庁の責任でもあるということで、引き継ぎだけではなくて、その後もちゃんと連携をしていただきたいというようなお話もしております。

それから、要求水準、サービスの質と委託費の支払いなんですけれども、ここでは、いろんな議論をいたしまして、特に、今、社会保険庁には大変な逆風というんでしょうか、嵐が吹いておりまして、その中で、こういう年金保険料の収納事業にどの程度の影響を及ぼすのかということをいろいろ慎重に小委員会でも検討いたしました。

結果、成功報酬と減額とディスインセンティブと、二つの組み合わせなんですけれども、要求水準を超えた場合には、0.1 %ごとに成功報酬をプラスしていく。

それから、0.5 %を下回ったごとに、ディスインセンティブを付けるということなんですけれども、第1期期間につきましては、今年の10月から来年の4月までが第1期なんですけれども、それは事業の引き継ぎ期間ということと、それから先ほど言いましたように、社会保険庁に吹く嵐というものを両方考慮いたしまして、減額につきましては、最低水準を、これは前年実績なんですけれども、それを一種の要求水準的にみなして、減額については、ここから0.5 %ごと減額していく、このような仕組みに変えていただきました。

それ以外は情報提供の話は、タイムリーに情報提供するとか、あるいは入札不調の場合がもしあったときに、もう10月は間に合いませんので、11月、12月になるかもわからないというようなお話をしました。

あとは、情報開示の部分について、最後のページなんですけれども、35地区の95か所について詳細な情報を提供するというような整理の仕方をしていただいております。

以上でございます。

○落合委員長 ありがとうございます。それでは、御意見、御質問等がございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

特にないようですので、引き続き榎谷主査の下で検討整理をしていただいて、次回の官民競争入札等監理委員会で付議をするという予定で、この件は進めたいというふうに思います。

それでは、次の議題に移ることにいたしまして、登記関連業務、登記事項証明書の交付等事務、これに係る措置に関する計画の案につきまして、審議を行います。

(法務省関係者入室)

○落合委員長 登記関連業務につきましては、本年の通常国会において、不動産登記法等の特例措置を設ける改正法案が成立しまして、今後、本年度の入札実施に向けて検討を進めていく必要があるということでございます。

昨年12月に改正されました基本方針におきましては、登記事項証明書等の交付等の事務について、次のような定めになっておりますが、ちょっとそれを読み上げますと、平成19年度に実施する入札等の対象範囲、実施予定時期、契約期間、入札等の対象登記所の数、

所在地、20年度の拡大措置等を内容とする計画を監理委員会と連携しつつ、19年8月末までに策定するというようになっております。

したがいまして、この計画の策定ということを行わなければならないわけですが、この計画の案につきまして、法務省民事局から15分程度御説明いただきまして、その後、内容につきまして審議をしたいというふうに思います。

それでは、法務省民事局の團藤総務課長から御説明をよろしく申し上げます。

○團藤総務課長 法務省民事局総務課長の團藤でございます。どうぞ、よろしくお願い申し上げます。

ただいま委員長の方から御紹介がございましたように、公共サービス改革法の一部改正法が成立いたしましたして、来年の4月以降の乙号事務の包括的な民間委託に向けて「市場化テスト」を実施するというところで、現在、私どもの方で、その計画（案）を策定しているところでございますので、その内容につきまして、御説明申し上げたいと思います。

なお、その前提といたしまして、法務局の組織、これは日常的に登記所ということで親しんでいただいていると思いますが、どういう組織になっているかという辺りのことにつきましても、併せまして御説明申し上げたいと思います。

これは、参考資料として準備させていただいておりますものの7ページをご覧ください。

この左側には、法務局組織の概要ということで、ポンチ絵をつくってございます。法務局、地方法務局という組織、これは法務省の地方支分部局として設置されておるものでございますが、全国に8か所、いわゆる管区機能を持ちました法務局がございます。

場所的に申し上げますと、裁判所で申しますと、高裁がある場所でございます。検察庁で申しますと、高検所在地でございます。

そのほかに、全国に42の地方法務局がございまして、これらの地方法務局につきましては、各管区局の管区内におきましては、それらの地方法務局につきまして、法務局が管区として目配りをするというふうな形になってございます。

この地方法務局、全国で42局ございますが、北海道は札幌法務局のほかに、旭川、釧路、函館という三つの地方法務局に分かれてございますが、それ以外の都府県につきましては、法務局、地方法務局は都府県単位に一つそれぞれ法務局が存在するということになります。

それぞれの法務局、地方法務局の下に、支局または出張所というものが置かれておりまして、それらが実際に法務局も合わせまして、登記の関係で申しますと、事務を取り扱っているということになります。

出張所につきましては、一部供託事務を取り扱う出張所もございますが、その多くは専ら登記事務を取り扱うものでございまして、支局につきましては、登記事務のほかにも、このポンチ絵に書いてございますように、戸籍・国籍、供託、人権擁護、訟務というような事務をそれぞれ取り扱っているところでございます。

現在、この数字は4月1日現在の数字でございますが、更に今、登記所の適正配置ということで、統廃合を進めておりまして、現在、540庁あまりに全国で登記所はなっております。

います。

次に、黄色で着色した右肩の部分でございますが、昨年度末の職員数を掲げてございます。

登記事務に従事しております職員、これは専ら登記の実務に従事している職員というふうに御理解ください。これは、昨年度末におきまして、8,939名でございます。うち、今回、「市場化テスト」の対象といたします、乙号事務に専従しております職員数は1,181名ということになってございます。

参考資料の2ページを見ていただきたいと存じますが、今年の6月30日の「国の行政機関の定員の純減について」という閣議決定がございますが、そこでは、登記・供託関係について、定員管理による純減のほか、業務見直しにより759人を純減する。

以下、三つの取組みによる削減数は1,588人とされております。

今回「市場化テスト」を実施いたします、乙号事務の関係につきましても、最初のところに掲げられておりますが、登記事項証明書の交付等の証明事務について「市場化テスト」を実施し、民間委託を行うことにより、1,181人を削減ということで、この1,181人のうち422人につきましては、オンラインの利用促進に伴う合理化に相当するという位置づけがされておりますので、この乙号事務の「市場化テスト」による純減が759人という位置づけとされております。

したがって、私ども法務省といたしましては、昨年6月30日の閣議決定に基づきまして、今後、乙号事務の「市場化テスト」を進めることによりまして、1,181人の専従職員、これの削減を実施していかなければいけない、そういう状況にあるわけでございます。

次に、また先ほどの7ページのポンチ絵に戻っていただきまして、今回「市場化テスト」の対象といたしますものは乙号事務でございますが、登記所で取り扱っておりますものは、乙号事務、証明書等の交付の事務以外に、私ども俗に甲号事務と呼んでおります、専ら審査に関わる事務がございますので、まず、それをここに整理させていただいております。

具体的には、各種登記申請事件の審査事務、例えば所有権の移転登記の申請がされたときに、その申請が適法なものであるかどうかということを確認する登記官が審査いたしまして、不備がある場合には補正を命じ、不備が解消され、あるいは適法なものであると判断された場合には登記を実行して、登記記録に記録をする、不備が解消できず、適法と認められないものにつきましては、申請を却下するという営みを行っております。

また、次に登記申請事件等の実地調査というのがございますが、これは不動産の登記のうち表示に関する登記というものがございます。対象となる不動産、土地・建物の客観的な現状、形状等がどういうものになっているのか。これまで登記事項証明書あるいは古くは登記簿謄本をご覧になった御経験もおありかと思いますが、登記簿謄本で申しますと、最初の1枚目、土地で申しますと、所在、地目、地番、地積というようなものを記録しているところでございます。それにつきましては、実際に表示に関する登記の申請がなされますと、現地あるいは実際の建物が申請にマッチしたものであるかどうかということを確認

記官が実際に現場に赴いて調査を行って、その調査結果に基づいて審査、判断をするという仕組みでございます。3番目に「筆界特定申請事件の審査・特定」というものを掲げております。これは昨年の1月から新たなサービスとしてスタートしたものでございますが、土地と土地との間の境目、公法上の境でございますが、それが必ずしもはっきりしない。そういった場合には、土地を処分したいというときにも、どの範囲が対象土地であるかということがはっきりしないと処分もできないということもございます。そういったことで、土地の所有権登記名義人等の方からの申請を受けまして、筆界特定登記官が外部専門家であります筆界調査委員の意見を踏まえまして、現地でもって、申請に係る土地とその隣地との境目、筆界はここだということを特定をする。その結果を測量図面を付けた筆界特定書という形で明らかにすることによりまして、筆界をめぐる紛争の未然防止、また土地の取引の活性化に資するというものでございます。

次に「不動産登記法第14条地図作成」というのがございます。これは、不動産登記法第14条第1項におきまして、登記所には地図を備え置くというふうに定められております。この地図と申しますのは、一般に市販されております地形図とは異なりまして、土地と土地との境を示すものでございます。これは、まさに不動産登記の権利に関する登記の対象となる目的不動産たる土地が具体的にどの範囲にあるのかということを確認するものでございまして、この不動産登記法第14条第1項の地図と申しますのは、各筆界を確定する点につきまして、公共座標値によって特定をするというものでございますので、仮に現地に入れられている境界杭等が亡失したという場合におきましても、その地図に基づきまして、復元測量を行うことによって、現地復元が可能であるというものでございます。この地図につきましては、その多くを国土調査法に基づいて実施されております地籍調査の成果図、すなわち地籍図が登記所に送られてくることによりまして、それを備え置くことによって対応しておりますが、実際には、公図、土地台帳附属地図として保管しております公図と現地との乖離が激しい地区がございます。私ども地図混乱地域と呼んでございますが、そういったところにつきましては、私ども法務局の職員が直接現地に入って、そういった地図混乱地域について、私どもの法務局の方で直接地図を作成するという作業を営んでいるところでございます。

そのほか、各種の登記相談、登記申請をするに当たりまして、どのような内容の申請をすればいいのか、あるいは添付書面としてどういう添付書面が必要なのかというような事柄等につきまして、相談に応じている。こういった作業が、今回の「市場化テスト」の対象とする乙号事務以外の事務として登記所において営まれているものでございます。

続きまして、乙号事務の関係でございますが、8ページのフロー図をご覧ください。8ページのフロー図は、乙号事務の手続の流れを図示したものでございます。この範囲にあるものが、今回「市場化テスト」の対象とする事務の範囲を形成するものでございますが、現在の事務フローを見ていただきますと、グリーンで色づけしておりますものは、現在、法務局の職員が実施をしているものでございます。

私ども、既に多くの登記所におきまして、乙号事務の一部、オペレーター業務と呼んでございますが、それは既に民間事業者に委託をして行っております。その部分が、現在、民間事業者が行っておりますのが、オレンジで色づけした部分でございます。

現在のフローといたしましては、まず、登記事項証明書等の交付あるいは閲覧の請求がありますと、その受付を行うわけでございますが、ここでは手数料として登記印紙を貼ったものを提出していただきますので、その登記印紙が適正な金額であるかどうかを確認した上で、その消印を行うというようなこと、また、タイムスタンプを押して、いつ請求がされたかという時点を確認するというような作業がございます。

また、土地につきましては、多くの皆さんは、まず、住居表示を思い浮かべると思われますが、実際の登記簿におきましては、地番でもって特定がされております。住居表示というのは、あくまでも土地の上に乗っかっている建物を郵便業務の都合上、特定するためのものでございまして、土地を特定するものではございません。したがって、地番でもって特定して請求していただかなければいけないわけでございますが、多くの場合は、慣れ親しんだ住居表示でもって請求がされることがございます。そういった場合に、その点を指摘して、適切な地番を御記入いただけるようにアドバイスを、あるいはさまざまな質問に対応するというような作業を行っております。

また、商業法人登記に特有のものとして、会社法人の印鑑証明書は登記所が発行しておりますので、この印鑑証明の交付請求につきましては、印鑑カードを御利用いただくことが多いわけでございますが、その印鑑カードを用いまして、実際に御本人あるいは御本人から依頼を受けた従業員の方であることを確認するという作業を行っているところでございます。

閲覧の問題につきましては、例えば登記簿の附属書類でございます申請書などにつきまして、閲覧をしたいという場合には、これはだれでもできるというわけではございませんで、利害関係を有する部分についてのみ閲覧が許されるという定めになってございます。

したがって、附属書類等の閲覧につきましては、利害関係がある方なのかどうか、どの部分が利害関係のある部分であるかということの判断を行うこととなります。その利害関係の審査の部分、これを現在、職員が行っております。ちなみに、利害関係の審査の部分は、今回、乙号事務の「市場化テスト」の対象とする事務の中からは除外されております。これはまさに審査・判断を行う必要がある事項といたしまして、これは登記所の職員、法務局の職員が行うべき事務として留保しておるところでございます。

受付が行われますと、まず、コンピュータ化されている情報につきましては、オペレーター作業を行いまして、登記事項証明書を紙として作成するという手順に移ってまいります。

ただ、今回「市場化テスト」の対象といたしております乙号事務の中には、閲覧も含まれておりますので、そういったものにつきましては、簿冊を搬出してお見せするということが必要となってまいります。

現在、証明書の最終確認につきましては、職員が行っております、その上でお客様にお渡しをするということになっているわけですが、20年度以降は、このポンチ絵にございます、利害関係の審査以外の部分をすべて民間事業者、落札者に行っていただくということで考えてございます。

それでは、時間の関係がございましたので、計画案についての御説明に移らせていただきたいと思います。

計画案でございますが、まず、最初に平成19年度に実施する入札についてでございます。

まず、入札手続といたしましては、民間競争入札を予定してございます。これは、先ほど御紹介申し上げました昨年6月30日の閣議決定によりまして、1,181人の定員削減を行うということとされておりますので、これをまさに乙号事務専従職員がいるところにつきましては、民間事業者に委託をすることによりまして、その分の定員削減を行わなければならないということから、民間競争入札を実施することといたしております。

業務の中身についてでございますが、ここでは公共サービス改革法第33条の2第1項各号に掲げる業務ということで、これは専ら登記所で行っております登記事項証明書、地図の写し、印鑑証明書等の交付に係る業務、それから登記簿、これは閉鎖登記簿も含まれておりますが、登記簿の附属書類、申請書とかそのたぐいのものでございます、それから、地図、先ほど申し上げました不動産登記法第14条第1項の地図と、それ以外の公図などの地図に準ずる図面その他を含むものでございますが、その閲覧に係る業務であって、先ほど除外をすると申し上げました利害関係の有無の審査に関わるものを除く部分を対象とすることといたしております。

入札等の実施予定時期でございますが、まず、落札者による事業の実施は、平成20年の4月1日からということを用意してございます。そこからさかのぼって考えますと、落札者におきまして、相当程度の事前の準備、オン・ザ・ジョブ・トレーニングを行っていただく時間的余裕を見る必要があるかと考えておりますので、落札者の決定は、できれば19年の12月中にできるようにいたしたいと考えております。

それによりまして、20年1月から3月までの3か月間を事前準備の体制整備に当てていただくことによりまして、4月からのスムーズな業務開始に備えることができるだろうと考えているところでございます。

入札単位でございますが、これは、対象登記所を管轄いたします法務局、または地方法務局単位で入札を行いたいというふうに考えております。

具体的に申しますと、契約当事者は法務局あるいは地方法務局、これが契約当事者となるというイメージでございます。

契約期間につきましては、平成19年度に実施する入札につきましては、平成20年4月から23年3月までの3か年間というふうに考えてございます。

対象の登記所につきましては、別紙に掲げてございますが、いずれも来年4月の時点で、地図情報システムが稼動しております庁でございます22庁、いずれも法務局あるいは地方

法務局の本局の登記部門あるいは不動産登記部門、商業法人登記部門というところを、とりあえず初年度対象として実施をいたしたいと考えております。

平成 20 年度以降の拡大措置についてでございますが、地図情報システムを現在、全国展開を図っているところでございます。これを平成 22 年度までに全国の登記所に地図情報システムを配備したいと考えておりますので、その全国展開に合わせまして、乙号事務専従職員を有する登記所を対象として、順次民間競争入札を実施してまいりたいと考えております。

具体的には、これは参考資料の 10 ページをご覧くださいと思いますが、ここにありますように、19 年度に実施いたします入札では、20 年度からの 3 か年間を対象として行い、20 年度に実施いたします入札につきましては、5 年契約で行う。21 年度は 4 年契約、22 年度は 3 年契約という形にいたしまして、平成 25 年度末には、すべての対象登記所についての契約期間がそろおうという形にいたしたいと考えております。

そうすることによりまして、平成 26 年度以降は、原則といたしまして各法務局あるいは地方法務局単位で、まとまった形でもって、管轄登記所について複数年契約を締結できる環境をつくってまいりたい。スタートは地図情報システムとの関係でばらばらにならざるを得ないわけでございますが、この 26 年度でもっておしりをそろえて、そこから後は統一的な運用が図れるような仕組みにしたいというふうに考えてございます。

以上が平成 20 年度以降の拡大の計画でございます。若干説明が要領を得ずに時間を超過してしまいましたことをお詫び申し上げます。私の方からの御説明は以上でございます。
○落合委員長 どうもありがとうございました。それでは、各委員、御意見、御質問等をよろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。

小林委員、どうぞ。

○小林委員 2 点お伺いしたいんですが、一つは、先ほど御説明のあった参考資料の 8 ページのところの業務フローですけれども、オレンジの部分は、現在、外注なさっているということですか。

○團藤総務課長 民間事業者に委託をして実施しております。

○小林委員 それが、どのような形で委託をしているのかということが 1 点です。

2 点目は、利害関係の審査なんですけれども、これは判断が伴うということなんです、具体的にはどのような手続でやられているのかということをお教えいただきたい。

○團藤総務課長 まず、どういう形で委託しているのかと申しますと、これは一般競争入札によりまして、今、落札者をお願いしてやっております。それは、現在の状況でございます。

御案内のとおり、過去におきましては随意契約によって行っておりましたが、政府全体における随意契約の見直しの一環といたしまして、このオペレーター業務の委託につきましても、本年度実施分から一般競争入札を実施いたしまして、落札者をお願いをするという形で実施しておるところでございます。

それから、利害関係の審査でございますが、これは閲覧の請求書に、利害関係のある者として、どういう立場の人であるかということに記載していただくような形になっております。

その記載内容を見まして、その具体的な判断につきましては、個々具体的なケース、どういうお立場の方が、どういう利害関係だということを書いてこられるかということによりまして、具体的には異なってまいります。基本的には申請書に記載していただいた申請者が考えている利害関係の記載、それを基に登記官が利害関係の有無を判断する。

また、その記載に基づきまして、申請書はもう製本されておりますので、申請書類綴込帳という形でバインドされておりますので、閲覧で見させていただく部分は、ここからここまでだという、その部分を特定いたしました上で、ご覧になっていただく。

先ほどちょっと時間の関係ではしよりましたが、このポンチ絵の右側に閲覧監視というのがございますが、その際に、利害関係がない部分までご覧になっているようなことがないかどうかということ、登記官あるいは登記官の指示を受けた職員が、監視をしているということでございます。

○小林委員 手続の判断するところで、ある一定の定型化といえますか、こういう場合はこうという、そういうことは行われているのでしょうか。

○團藤総務課長 これは、専ら登記官の経験に基づくものであります。一番多いものは、例えば申請書をお出しになった御本人、自分がどういう請求をしたのか確認したいというような場合にご覧になりたいというような場合であります。御本人かどうかということの確認だけでできるわけでございます。

それ以外のものにつきましては、どこまでの関係者であれば、利害関係があるのかというのは個別具体の判断ということになりますので、私どもの方で定型的に言えることは、御本人であれば間違いなくいいと、だから御本人であることが確認できれば、御本人については閲覧をしていただける。そこまでは定型的に申し上げることができると思います。それを超えたものにつきましては、個々具体的な判断ということになると思います。

○落合委員長 ほかにございますか。逢見委員、どうぞ。

○逢見委員 今の小林委員との関連で、8ページの、現在、民間に受託しているところについて、随契で18年度までやっていたということですが、たしか委託先は民事法務協会だったかと思えますけれども、19年度のときに、ほかの民間からのどのくらいの応札があったのでしょうか。

それから、現在、19年度で民事法務協会はどのくらい受けているのかということをお伺いしたいんですが。

○團藤総務課長 今、詳細な資料は手元にはございませんが、私の記憶が間違いなければ、本年度の分につきましては、全国で49の局において入札を実施しております。

提案書等をお出しいただいたところは、民事法務協会以外にもあったと、すべての局であったかどうかは定かではございませんが、全体を通してみると、そういう提案書をお出

しいたいたようなところはあったとは聞いておりますが、最終的に落札いたしましたのは、すべて民事法務協会だったと思います。

したがって、現在、オペレーター業務の委託を受けて実施をしておりますのは、民事法務協会です。

○逢見委員 もう一点お伺いしたいのは、乙号業務について、民間の創意工夫の余地というか、提案というのは、どんなものが考えられるのでしょうか。

○團藤総務課長 ちょっとそこは、まさに民間の方の創意工夫なので、官ではなかなか思いつかないことを民間の発想で創意工夫されるということなのだろうと思いますので、なかなかそこを私どもで押し量るのは難しいわけでございます。私どもの方で押し量れるものがあれば、私ども、これまでも実施できていたわけですので。ただ、乙号事務の関係で申しますと、やはり間違いのないものをスピーディーにもらいたいということが、お客様のニーズでございます。勿論、手数料につきましては、登記手数料令で、政令でもって手数料額が定まっておりますので、これをダンピングするわけにもまいりませんし、また、様式につきましても、地紋紙を定めておりますので、地紋紙以外のもっと格好のいい紙を使いたいということも困りますので、そういった意味では、割と型にはまった世界ではございますが、お客様のニーズという観点で申しますと、より早く、より正確な、そこにおいて民間ならではの工夫をいただける部分というのがあるのではないかと。つまり、私ども官でやっておりますと、割と職員もかちつとした体制で組まざるを得ませんし、官であるがゆえに、なかなか動きづらいというところがきっとあるのだろうと、私どもは自分でやっておりますので、なかなかそこが客観的に物が見れません。それをやはり民間の方の発想でもって、官の動きには、こういったところに無駄がある。それによって余分な時間がかかっている、余分な手間がかかっている、あるいはお客様のお待たせの仕方がお客様のことを考えていないというようなこともあろうかと思えます。

そこら辺りは十二分にさまざま創意工夫を発揮していただける余地がある部分ではないかと考えております。

○落合委員長 榎谷委員、どうぞ。

○榎谷委員 先ほどの逢見委員の御質問の中で、49局ということは、7ページの概要のうちどの部分、540の中の49ということですか。

○團藤総務課長 49局と申しますのは、法務局、地方法務局合わせて50局ございますが、今のオペレーター業務の委託につきましても、これも局単位で契約を締結しております。

対象登記所につきましては、ある程度民間に委託してペイする規模の登記所を選んでおりますが、したがって、規模の小さい登記所について、現在でも一部委託は行っておりませんが、どの規模の登記所をやるかを決めた上で、契約自体は局単位で行っております。

○榎谷委員 では、支局とか出張所は入っていないということですね。

○團藤総務課長 支局、出張所は入っておりますが、つまりどの支局、出張所を入れるかは局の方で判断して、登記所としての規模を見た上で判断をして、本局と管内の支局、出

張所のうち、一部委託に適するものを選んで、それを対象として各局が委託契約を締結しているということでございます。

○樫谷委員 今回の「市場化テスト」の範囲と、今のオレンジの部分の業者さんとの関係だとか、対象の部分というのは、どういうふうになっているんですか、重なるわけですか。現在の方は、どういう扱いをされるんですか。

○團藤総務課長 現在の委託契約が、すべての委託契約を締結しているすべての局におきまして、来年の3月31日までで終了いたします。

したがって、来年の4月1日からは全くフリーの状態になりますので、まさに今回乙号事務の「市場化テスト」を実施する予定の22登記所につきましては、要はオペレーター委託の対象から外して、このオレンジの部分もグリーンの部分も、赤字の利害関係の審査を除くグリーンの部分全部込みで「市場化テスト」を実施したいと考えております。

○樫谷委員 そうすると、今の対象にするのが24でしたか。

○團藤総務課長 22です。

○樫谷委員 22について、今の49との関係で、49については支局とか出張所については対象にするものと、しないものと判断してやっているということなんですが、今回の22についても同じような判断だと。

○團藤総務課長 今回の22は、登記所としての本局でございますので、先ほどちょっと概要の説明のときに、言葉足らずでございましたが、不動産登記法上、登記所というのは、法務局、地方法務局、その支局、出張所、それ全部を登記所と呼んでおります。ですから、本局の登記部門というのも一つの登記所でございますし、支局も一つの登記所でございます。したがって、現在、登記所が全国で五百四十幾つある。そのうち、来年行いますのは、22庁でございますが、これは各局の本局の登記部門を対象とするわけですので、各局の支局、出張所であるところの登記所につきましては、まだ、来年度以降の「市場化テスト」の対象ということで考えてございます。

○樫谷委員 それから、今の利害関係の審査のところ、これは本人以外については個々具体的にということなんですが、これは登記官の方の判断によってかなりばらつきが出るという可能性があるということなんでしょうか。

○團藤総務課長 そうですね、利害関係自体が典型的な場合の御本人以外は、まさに具体的な案件によってということになりますので、ばらつきというものが、具体的な案件が、みんな共通であったときにばらつきがあると、それは全国統一的な運用という点で問題があると思うのですが、御本人以外のケースというのは、やはりそれぞれ具体的な案件の事情が、それぞれ異なっているのではないかと思われまして、そういった意味では、ばらつきという表現が適当なのかどうか。

○樫谷委員 内容はばらつきはないんですけども、判断にばらつきがあるかどうかということですね。認めるか、認めないかですね。

○團藤総務課長 それは、ケースによって出てくると思います。

○樫谷委員 ある局ではいいけれども、ある局ではだめだと言われることもあると。

○團藤総務課長 全く同じものがあればという仮定でございますが、それはないとは言えないだろうと思います。登記官は、基本的には不動産登記法、商業登記法上、独立した行政庁として判断権限を持っておりますので、ただ、登記の性質上、全国できるだけ統一した運用が望ましいということで、各種通達等によって、その部分を確保しておるわけでございますが、基本的な枠組みといたしましては、ある意味、独立行政庁的な部分がございますので、それぞれの登記官が判断をするという仕組みでございます。

○落合委員長 予定された時間を少し超過しているのですが、特に何か御質問があればどうぞ。渡邊委員、どうぞ。

○渡邊委員 時間の関係もあるので一つだけ質問をさせていただきます。先ほど、現在入札を行ったところ、民事法務協会が全件落札されたということで、その関係で一つ伺いたいのですが、その理由はどういうところにあるのか。

というのは、競争入札の形を取ったとしても、本当に競争が起きるかどうかというところが重要なファクターだと思います。そうだとすると、結果的であれ、民事法務協会が、なぜすべて落札する結果になっていたかというのは、重要なファクターかと思うので、御質問する次第です。

○團藤総務課長 これは、応札者の心の内の話でございますので、なかなか確たることを申し上げられるかどうか、心もとないのですが、一つ言えますことは、ずっと随意契約を行ってきておまして、民事法務協会につきましては、そういう体制が整っていたということがあろうかと思えます。

そのほかの事業者につきましては、あまりこういう登記所におけるオペレーター業務というのは、御経験がない。今までずっと随意契約で行われてきたので、あまり関心をお持ちの向きが少なかったのではないかと。つまり、あれはもう随契でずっと協会がやるものと皆さん思っておられて、意識がまだできていなかったということがあるのではないかと思います。

ただ、ともかく随契の見直しを行いまして、これからは一般競争入札で行くんだということになったわけでございますので、それはそういった前提で各種さまざまな民間の事業者の方が御関心を持っていただいて、あれならば我々でも、というふうに思っただけ環境がだんだんできてくるのではないかと考えております。

本年度につきましては、それまでずっと随契で行ってききましたものを一般競争入札に変えた初年度でございましたので、そういった意味で、まだ浸透が十分ではなかったのかもかもしれません。そこのところは、幾つかの業者さんは、説明会にも来ていただき、御関心も示していただいたわけですが、それらの業者さんも、ある意味、更に将来を見越してのこと、あるいは「市場化テスト」という言葉も大分出ておりましたので、「市場化テスト」をにらんで情報収集という業者さんも少なからずおられるのだろうと思います。

どちらかというところ、まとまった単位でもって「市場化テスト」でもって参加をするとい

うことの方が、新たに参入するのであればいいのではないかという経営判断等もおありかもしれませんので、そういった意味で、一連の乙号事務に関わる昨年度実施いたしました本年度分の入札の状況を見る限りは、割と御関心はあるんだけれども、どちらかというところ、皆さん頭に置いておられるのは、来年からスタートする「市場化テスト」に基づく民間委託、それに向けての情報収集という部分が多いのではないかという気はいたしております。

○落合委員長 いろいろ委員から質問が出ましたけれども、基本的に計画案そのものについて異論は出なかったということで、今の審議を総括する。そういうようなことでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○落合委員長 それでは、内容について、特に異存はないということですので、本日提出されました計画案について、監理委員会として了承するというところで、よろしゅうございますか。

(「はい」と声あり)

○落合委員長 それでは、法務省から提出されました計画案につきまして、監理委員会としては異議はないということにいたします。

登記事項証明書の交付等事務につきましては、今後、入札監理小委員会において、実施要項の審議が行われることとなりますので、法務省におかれましても、本日の質問等も踏まえて、実施要項の審議に臨んでいただきたいと思います。

本日は、どうもありがとうございました。

(法務省関係者退室)

○落合委員長 それでは、引き続きまして、求人開拓事業に係る入札不調実態調査の結果ということにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○熊埜御堂参事官 それでは、私の方から資料3「求人開拓事業の入札不調実態調査結果について」という資料について御説明をさせていただきます。

この求人開拓事業の入札不調実態調査でございますが、4月24日の監理委員会におきまして、監理委員会の対応を整理した際に、4月から5月にかけて、求人開拓事業の民間競争入札で入札不調が起こったことを受けての実態調査を行うということが決まりましたので、それに基づいて、事務局の方で、厚生労働省本省及び入札実施部局においての、今回の事態に関する認識を確認するというヒアリングの作業、また、関連の民間事業者に対するヒアリングの作業を行いまして、その結果を基に入札不調に関する対応策の検討に資するというところで、まとめさせていただいたものです。

時間の関係もありますので、概要に基づきまして、本文の方は2枚めくっていただきますとさせていただきますけれども、概要の方で御説明をさせていただきます。

19年度求人開拓事業の民間競争入札は5地域で行われたわけでございますが、そのうち入札不調が生じた3地域、北海道、旭川、高知中央、長崎県北、この3地域に関しまして、官民競争入札等監理委員会の事務局の方で、厚生労働省及び民間事業者に対するヒアリン

グを中心とした実態調査を実施しまして、その結果をとりまとめさせていただきました。

「1. 調査の概要」でございますが、19年1月に5地域について民間競争入札を実施したところ、北海道旭川地域においては、予定価格超過により入札不調、また、高知中央地域・長崎県北地域については、応札者不在により入札不調ということで、3地域で入札不調が起こったことに関しまして、入札実施過程における厚生労働省の対応等を整理させていただきました。

また、厚生労働省及び民間事業者にヒアリングを行いまして、その結果を整理いたしました。厚生労働省につきましては、職業安定局本省と、地方労働局の北海道、高知、長崎、またハローワーク旭川です。また、民間事業者につきましては、モデル事業を含んで求人開拓事業に応札（落札）した事業者計10社についてヒアリングを行いました。

それぞれのお立場でのヒアリングに応じられたということですので、ヒアリングの結果が、こう出たからということで、ストレートに反映したものではございませんが、このヒアリングの結果を総合いたしまして、主な検討課題ということで、ヒアリング等の結果明らかとなったと考えられる課題を5点に整理させていただきました。

まず、1点目でございますが、この求人開拓事業の要求水準の設定の在り方であります。この求人開拓事業につきましては、実施要項の方では、全国一律で900人ということでセットしていただいておりますが、民間事業者等からのヒアリングから地域の実情等を考慮した、より適切な要求水準の設定の在り方についても検討することが必要ということが出されたことに加えて、その充足数というものが要求水準になっているわけですが、民間事業者がマッチングに関与できない状況では、充足数だけではなく、求人開拓数とか、開拓した求人の内容を評価する指標など、充足数以外の使用の設定等の検討が必要ということで整理をさせていただきました。

また、予定価格との関係でありますけれども、地域事情等により、要求水準達成に必要なコストは異なると考えられることから、地域事情等が反映される予定価格の設定の可能性等の検討が必要である。

予定価格は、入札の関係ですから、明らかになっていないわけですが、予定価格の設定の可能性については、検討する必要があるのではないかという整理をさせていただきました。

また、委託期間の在り方で、これは事業の性格上、単年度ということで、1年で行う事業になっているわけですが、毎年雇用失業情勢の変動により、毎年対象地域が異なるという理由で単年度ということでございますけれども、有効求人倍率が0.6未満の地域については、恒常的に求人開拓の対象となり得るといふ蓋然性もあるわけですので、委託期間を複数年度とすることなどについても検討する余地があるのではないかと思います。これは、事業そのものに関わる課題ではありますけれども、こういう整理をいたしました。

また、事業実施の関連でございますが、周知方法等でございます。官報掲載、ホームペ

一ジへの掲載といった通常の入札公告の方法のほか、再入札においては、地元経済団体自治体を通じた周知も行ったわけですが、初回の入札から、もう少し周知を徹底して、地元経済団体や自治体を通じた周知も必要であったと考えられることから、今後、実施要項の審議に当たりまして、これは求人開拓事業に限らずでございますけれども、周知の方法、周知のための期間の確保などについて十分なチェックが必要であるという整理をいたしました。

また、入札のスケジュールでございますが、今回、4月から求人開拓事業、キャリア交流プラザ事業、人材銀行事業と、同種類似の事業がほぼ同一のスケジュールで実施したことということで、ほかの事業に流れたということもあるのではないかとこのも入札不調の要因に挙げられていることから、今後、同種の事業の入札が重なる場合には、スケジュールをずらすとか、民間事業者が複数の事業に応札しやすいようなスケジュールというのでも検討は必要ではないか。實際上、できるかどうかは事業の性格によりますので、いろいろと検討が必要なのだと思いますけれども、そういう整理をいたしました。

以上、5点まとめさせていただいたわけですが「3. 今後の対応」のところにありますように、求人開拓事業の在り方につきましては、ハローワーク等分科会において、来年度以降どうしていくのかということを検討する中で議論していただくことというように考えておりますし、また、事業実施の周知方法や入札スケジュールなど、入札全般に関わる課題につきましては、入札監理小委員会で実施要項の審議等の際に検討していただき、その結果は基本方針の改定または今後の実施要項の審議等に反映ということで整理をさせていただきたいということで、調査結果をとりまとめさせていただきました。

詳細は、その後に1ページから7ページぐらいまで、本文、それから8ページ以降に資料という形で、求人開拓事業の対象の39地域とか、入札不調に関する厚生労働省の対応とその経緯等々、それから過去の実績等についてとりまとめております。

私からの説明は以上です。

○落合委員長 ありがとうございます。入札不調の実態調査の結果については、主な検討課題ということで五つ挙げられているわけなので、これらの課題があって、入札不調ということが生じた原因ではなかろうかということもありますので、これは、官の方が非常に効率的で質の高いサービスを提供していたから、こうなるという関係では、必ずしもないというのが、調査結果であろうと思いますけれども、特段御質問、御意見はございますでしょうか。

なければ、この問題につきましては、まず、求人開拓事業というものの在り方そのものについては、ハローワーク等分科会で検討を更に行う。

それから、入札全般にわたる課題につきましては、入札監理小委員会において検討を行うということで、今後の対応を詰めていくということにしたいと思います。

そして、その結果を次回の基本方針改定や、今後の実施要項の審議等に反映していくということで、委員会としても対応するというようにしたいと思います。

それでは、本日の監理委員会は、予定された議題すべて終了ということですので、これで終わりということにしたいと思います。

次回開催日程につきましては、追って事務局から連絡をいたします。